

『介護保険』おまかせください!

富士見市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
ケアマネジャー(介護支援専門員)が、安心のケアプランを作成します



サービス内容

- ♥ 介護保険の申請・更新のお手伝い
- ♥ ケアプラン（居宅サービス計画書）の作成
- ♥ 介護サービス事業所との連絡・調整
- ♥ モニタリングと再評価



サービス提供地域

- ♥ 富士見市、三芳町、ふじみ野市

介護サービス利用の流れ

- 1 要介護認定の申請をします。
- 2 利用者様の体調等、認定調査が行われます。
- 3 認定調査の審査・判定
・判定の「要介護度」によって、介護保険で利用できるサービスの種類や内容、料金の負担割合が決まります。
- 4 ご希望のケアサービスをうかがい、ご納得のケアプラン（居宅サービス計画書）を作成します。
- 5 ケアプランに沿った「居宅サービス」が開始されます。

料金

ケアマネジャーへの料金は無料です。

相談やケアプラン作成費用は介護保険から支払われます。

どうぞお気軽にご相談ください。

ご相談
お待ちしております



富士見市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所

〒354-0021 富士見市鶴馬1932-7 市民福祉活動センターぱれっと内

でんわ 049-254-0747 | ファクシミリ 049-253-6313

富士見市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
うさみん